

一般名処方加算 について

○「一般名処方加算」について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方せんの交付1回につきそれぞれ算定されます。

一般名処方加算 1 10点（後発品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合(2品目以上)）

一般名処方加算 2 8点（後発品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された医薬品が含まれている場合）

○一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。



上越地域医療センター病院

JOETSU COMMUNITY MEDICAL CENTER